

笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八
代ふれあい健康広場、笛吹市リニア
の見える丘・花鳥山一本杉公園
指定管理者仕様書

(令和8年度)

令和7年7月

笛吹市建設部まちづくり整備課

～目次～

第1 仕様総則

1 指定管理者が管理する施設の概要と指定管理者の役割	1
2 用語の定義	1
3 指定管理者が管理する施設及び設備	2
4 管理に要する経費	2
5 事務のために使用する場所	3
6 指定管理業務	3
7 リスク分担	5

第2 業務仕様

1 施設等の管理運営全般に関する事項	7
2 公園施設の利用に関する事項	9
3 施設等の維持管理に関する事項	10
4 留意事項	12

第3 特記仕様

1 警備業務	14
2 清掃業務	14
3 植栽管理	16
4 法定点検業務	17
5 遊具管理業務	18

添付書類

別紙1 施設の詳細	19
別紙2 利用者数・利用料金収入の実績	21
別紙3 管理経費の内訳	22
別紙4 個人情報取扱特記事項	24
別紙5 備品一覧	25
別紙6 公園内の施設・設備維持管理内容	28

別図 管理平面図	
----------	--

第1 仕様総則

笛吹市八代ふるさと公園、八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園の指定管理を行う基準及び業務の内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年笛吹市条例第28号）、笛吹市都市公園条例（平成16年笛吹市条例第168号）、笛吹市都市公園条例施行規則（平成16年笛吹市規則第107号）、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園条例（平成28年笛吹市条例第6号）及び令和8年度笛吹市指定管理者募集要項に基づくもののほか、本仕様書に定めるとおりとする。

また、管理に当たっては、上記のほか施設設備の維持管理に関する法令及び廃棄物処理に関する法令に基づき適切に措置しなければならない。

なお、本指定期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとする。

1 指定管理者が管理する施設の概要と指定管理者の役割

(1) 笛吹市八代ふるさと公園

笛吹市八代ふるさと公園は、本市の観光の拠点及び市民の憩いの場として平成8年度に整備され、甲府盆地や四囲の山々が一望できる桜の名所であり、園内には銚子塚古墳の貴重な遺跡がある。また、大型の遊具等を配置した親水広場もあり、生きた歴史を知り文化を育む憩いの場として、子供から高齢者まで安全に楽しめる公園である。

(2) 笛吹市八代ふれあい健康広場

笛吹市八代ふれあい健康広場は、市民及び地域住民の健康づくりと高齢者、若者、子供たちが相互にふれあうことを目的に、平成12年度に整備された公園である。平成15年4月から、都市公園法上の都市公園として設置されている。

(3) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園は、本市の観光の拠点として平成28年度に整備され、公園からは走行するリニアモーターカーを眼下に望むことができ、周囲の甲府盆地や山々、桃畑と併せて一望できる。

また、公園内にはリニア展望台が整備されており、リニアモーターカーが走行している場所と速度をリアルタイムで知ることができるモニターも設置されている。

指定管理者が行う業務は、(1)から(3)の公園設備の管理運営、利用許可及び維持管理等に関することとする。

2 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公園施設

本指定管理業務の対象施設である、笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場及び笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園のことを総称していう。

3 指定管理者が管理する施設及び設備

(1) 笛吹市八代ふるさと公園の施設及び設備の概要

ア 施設の名称

笛吹市八代ふるさと公園

イ 施設の位置

山梨県笛吹市八代町岡 2223 番地 1 外

ウ 施設の規模等

(ア) 建築年月 平成 4 年 9 月

(イ) 開設年月 平成 8 年 5 月 (拡張整備部分は平成 26 年 3 月)

(ウ) 敷地面積 59,948 m²

(エ) 施設の詳細 [別紙 1]のとおり

(2) 笛吹市八代ふれあい健康広場の施設及び設備の概要

ア 施設の名称

笛吹市八代ふれあい健康広場

イ 施設の位置

山梨県笛吹市八代町竹居 1232 番地 1 外

ウ 施設の規模等

(ア) 建築年月 平成 12 年 4 月

(イ) 開設年月 平成 15 年 4 月

(ウ) 敷地面積 2,112 m²

(エ) 施設の詳細 [別紙 1]のとおり

(3) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園の施設及び設備の概要

ア 施設の名称

笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

イ 施設の位置

山梨県御坂町竹居 3060 番地 1

ウ 施設の規模等

(ア) 建築年月 平成 28 年 3 月

(イ) 開設年月 平成 28 年 3 月

(ウ) 敷地面積 3,694 m²

(エ) 施設の詳細 [別紙 1]のとおり

(4) 公園施設の事業概要

公共の福祉の増進に資すること

4 管理に要する経費

笛吹市（以下「市」という。）は、管理運営に要する経費から収入見込額を差し引いた額を指定管理料として支払うこととする。

(1) 管理経費

指定管理者は、市が支払う指定管理料及びその他収入をもって施設の運営管理に充てるものとする。この指定管理料には、施設の運営管理に必要な一切の費用が算入されており、主なものを挙げると次のとおりである。

人件費	職員給与、共済費等
水道光熱費	電気使用料、上下水道使用料、燃料費
修繕費	施設・設備・備品の修繕料（笛吹市八代ふるさと公園 20 万円未満、笛吹市八代ふれあい健康広場 10 万円未満、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園 10 万円未満のもの）
委託料	消防設備、清掃、植栽管理、警備業務、設備点検、遊具点検

使用料	リース物件のリース料
その他	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、備品購入費

(2) 収入として見込まれるもの

次の収入は、指定管理者の収入とする。

- ア 事業収入（市からの依頼事業及び指定管理者の管理行為による事業収入）
- イ その他収入（自動販売機収入 等）

(3) 指定管理料の清算及び利用料金の納入

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）において余剰金等が発生した場合であっても、協定に定められた管理運営を遵守している限り、指定管理者の自助努力を促すため原則として指定管理料の清算は行わない。

ただし、次の場合は市と指定管理者との協議により余剰金や収益の取扱いを決定し、指定管理料の返金、翌年度以降の指定管理料の減額又は利用料金の納入を求めることがある。

- ア 明らかな見積り誤りに起因する余剰金が発生した場合
- イ 協定に定める業務を行わなかったために余剰金が発生した場合
- ウ 申請書において積算した利用料収入を大きく上回り、かつ業務報告における支出の額を大きく上回る場合
- エ その他市と指定管理者合意の上で特別な事情が認められる場合

(4) 利用者数、利用料の実績

過去2年度分の公園施設における利用者数及び利用料収入の状況は、[別紙2]のとおりであるので参考とすること。ただし、当時の指定管理者が行った実績を記載したもので、利用者数、利用料収入額の水準を保証するものではない。

(5) 管理経費の実績

過去2年度分の公園施設における管理経費の実績は[別紙3]のとおりであるので参考とすること。ただし、当時の指定管理者が行った実績を記載したもので、管理経費の水準を保証するものではない。

5 事務のために使用する場所

指定管理業務のために必要な事務作業を行うために指定管理者が占有し、使用できる場所は次のとおりとする。

笛吹市八代ふるさと公園 展望ふるさと館 管理人室

6 指定管理業務

次に掲げる業務であり、「第2 業務仕様」以降で定める基準を満たすものであること。

なお、指定管理者が指定管理業務を一体的に委託することは認めないが、個別業務を他者に委託することは可能である。

また、公園施設全体に対する評判について、地元地域から良い評価を得られるよう努力を行うなど、向上心を持って管理に取り組むこと。

(1) 公園施設の維持管理及び運営に関する業務

- ア 公園施設の維持管理に関する業務
- イ 公園施設の利用に関する業務
- ウ 警備（施錠管理、施設巡視、トイレ内外巡視、防火・消火対策）
- エ 清掃、廃棄物処理、害虫駆除
- オ 植栽管理
- カ 公園施設使用申請、許可事務

(2) 公園施設に関する保守管理業務

- ア 電気設備（受変電設備、電灯設備、動力設備、拡声設備、緊急呼出設備、電話機器その他）、空調設備（空調機、換気設備その他）
- イ 給排水及び衛生設備
- ウ 上下水道設備
- エ 灯油購入及び給油
- オ 法定点検
- カ 消耗品交換
- キ 小修繕（笛吹市八代ふるさと公園 20 万円未満、笛吹市八代ふれあい健康広場 10 万円未満、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園 10 万円未満のもの）

特に、施設のトイレ、遊具、四阿、ベンチ、その他において、事故等が発生する前に修理が必要とされるものは、指定管理者の判断において積極的な修繕等を行い、施設利用者の立場になったうえ、どこを修繕したらよいかを計画して実施すること。

(3) その他必要な業務

- ア 利用者に対する案内等
- イ 公園内の遊具及び設置物の管理
- ウ 鍵の管理
- エ 郵便物等の管理
- オ 文書の管理
- カ 事業報告
- キ 関係機関等との連絡調整及び事業報告
- ク 物品の管理
- ケ 交付した適格請求書の写しの保存
- コ アンケートボックスの管理（定期的に公園利用者のアンケートを回収し、利用者の意見や要望に沿うような改善に取り組むよう心掛ける。）
- サ 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業（興行の企画・誘致事業、飲食・物販事業等）を行うことができる。

指定管理者が自主事業を行う場合には、事前に市に対し自主事業計画書を提出し、あらかじめ市の承認を受けることとする。ただし、以下の条件を必ず満たすこととする。

（ア）自主事業は、公園利用者の利便に供するためのものであること。

（イ）自主事業は、それぞれの公園の性格、規模、効用、目的等を考慮のうえ、特に支障のないものであること。

（ウ）公衆の公園利用、公園維持管理及び公園周辺環境に対し支障を及ぼすものでないこと。

（エ）イベント、各種興行等の内容は公の秩序又は善良の風俗に反しないものであること。

なお、指定管理者は施設運営に際して、利用者の増加につながる自主事業を積極的に提案すること。

7 リスク分担

市が想定するリスク分担の方針は次のとおりである。ただし、表に定める事項の解釈において疑義が生じた場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定める。

項目	内容	市	指定管理者
包括的責任	施設設置者、所有者としての包括的責任 (管理瑕疵を除く。)	○	
維持管理	植栽管理、施設管理、物品管理、清掃、安全衛生管理等		○
運営管理	企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、利用促進等		○
施設、設備、備品等の修繕	事故・火災等によるもの	両者協議	
	天災等によるもの	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係る損害		○
	第三者による行為で相手方が特定できないもの	両者協議	
	経年劣化によるもの(小修繕) 〃 (上記以外)	○	○
設備、備品等の更新、新規購入	事故・火災等による更新	両者協議	
	天災等による更新	○	
	管理上の瑕疵に伴う更新		○
	市の政策、方針に起因する新規購入	○	
	経年劣化による更新 指定管理者に起因する業務の拡大、変更に伴う新規購入	両者協議 (所有権は購入者に帰属)	
物価変動	物価変動による人件費、物品等経費の増		○
	経済変動等により予定していた業務計画の実施が困難となった場合	両者協議	
金利変動	金利の変動による経費の増		○
住民等対応	地域との協調		○
	施設管理、運営内容に対する住民、利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市から経費の支払い遅延によって生じた負担	○	
性能不適合	協定により定めた管理運営サービスの要求水準に不適合		○
書類の誤り	募集要項、仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が申請した内容の誤りによるもの		○
不可抗力	天災、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者協議	
非常災害時における避	避難所の管理運営責任及び経費負担	○	
	施設提供及び避難所開設への協力		○

難所としての使用	業務中止に伴う減収、人的補償		○
需用変動	想定できない特殊な事情による需用変動（利用者減、収入減等）	両者協議	
	上記以外		○
運営費上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	行政上の理由から施設管理、運営継続に支障が出た場合又は変更を余儀なくされた場合の経費増	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
税制・法令の改正	指定管理業務に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
第三者への賠償	指定管理者としての注意を怠ったことによる損害		○
	不可抗力によるもの	○	
環境問題	指定管理者が行う業務に起因する有害物質排出、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等		○
	隣接地権者に起因する損害	両者協議	
セキュリティ	情報の遺漏、警備不備による事故及び犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間終了時、期間中途における業務の廃止又は指定取消による事業者の撤収費用		○

第2 業務仕様

1 施設等の管理運営全般に関する事項

(1) 公園施設の営業日等

各公園施設の営業日は、次のとおりとする。

ア 笛吹市八代ふるさと公園

次表のとおりとする。ただし、展望ふるさと館については毎週火曜日を休業日とし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の休日の場合は、その翌日を休業日とする。その他園内施設は通年とする。なお、展望ふるさと館は休業日及び利用時間外の利用はできないが、その他園内施設については開放し、いつでも利用できることとする。また、管理人については展望ふるさと館の休業日においても交替で管理にあたること。

区分	営業日	利用時間	摘要
展望ふるさと館	水曜日から月曜日	午前9時から午後5時	週1日休館日
その他園内施設	通年		

イ 笛吹市八代ふれあい健康広場

次表のとおりとする。

区分	営業日	利用時間	摘要
園内施設	通年		

ウ 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

次表のとおりとする。

区分	営業日	利用時間	摘要
花鳥山展望台	通年	午前9時から午後5時 午前9時から午後4時	3月から10月 11月から2月
その他園内施設	通年		

(2) 管理責任者の配置

ア 管理責任者及び消防法第8条第1項の規定による防火管理者を配置し、その者の氏名を書面により報告すること。

イ 管理責任者は、各業務全般についてその責任を負うものとする。

(3) 職員の配置（最低基準）

公園の適切管理運営を実施するため、組織の体制を明確にするとともに、必要な資格を有する経験者を管理人として1人以上配置すること。また、管理人は公園の利用者の有無に関係なく、利用時間帯は公園施設内に配置し、公園内の施設の清掃、巡回、点検などを行うこと。

(4) 業務に関する計画の作成

ア 指定管理業務に関する業務計画書を作成した上で年度当初に市へ提出し、承認を得ること。

イ 業務計画書に従って行った業務につき、点検、評価、見直し等を行ったものについて記録すること。

ウ 個別業務が業務計画書により実施されていることを常時確認するとともに、不適合な業務については適宜是正していくこと。

(5) 職員の管理

- ア 指定管理業務に従事する職員（以下「業務従事者」という。）に必要な研修を行い、その資質向上に努めること。
- イ 業務従事者の健康を害さないよう努めること。
- ウ 業務遂行上の諸規定を整備した上で、業務従事者に遵守させること。
- エ 指定管理業務の一部を委託する場合は、委託先との契約において同規定の遵守事項を明記するなど、必要な措置を講ずること。

(6) 個人情報の保護

- ア 指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理に必要な措置を講じた上で、指定管理業務にあたること。
- イ 市と指定管理者が締結する協定書には、[別紙 4]に示す例に基づく個人情報に関する特記事項を盛り込むこととする。
- ウ 個人情報の保護に関する業務上の規定を整備した上で、業務従事者に遵守させること。
- エ 指定管理業務の一部を委託する場合は、委託先との契約において同規定の遵守事項を明記すること。

(7) 守秘義務

守秘義務に関して次に掲げる事項の規定を整備し、業務従事者が遵守するよう厳格な管理を行わなければならない。

- ア 入居者及び入居機関の占有区域内にある書類の閲覧、複写、撮影等の情報収集を行わないこと。
- イ 業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- ウ みだりに書類に手を触れない、コンピューターの画面を覗かないなど、必要以上の行為をしないこと。
- エ 職務遂行中に知り得た情報を遺漏しないこと。
- オ 指定管理業務の一部を委託する場合は、委託先との契約において同規定の遵守事項を明記すること。

(8) 安全管理等

- ア 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- イ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- ウ 災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。
- エ 建物、設備機器、工作物、備品等に破損箇所又は破損しそうな箇所を発見したときは、ただちに市に報告し、その指示に従うものとする。ただし、容易に補修可能な小修繕については、指定管理者の判断で補修を行うこととする。
- オ 笛吹市都市公園条例第 7 条及び第 8 条又は笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園条例第 6 条及び第 7 条の規定に違反する利用者を発見したときは、速やかに遵守事項を通知し、是正を求める等の対応を行うこと。

(9) 災害時等の履行責任

- ア 施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者が被災した場合は、利用者の安全確保、救護等のため迅速かつ適切な対応を行うとともに、市の求めに応じて必要な協力を行うこととする。

イ 施設が笛吹市地域防災計画に定める指定避難所、福祉避難所及び市指定緊急避難場所に指定されている場合、災害発生時には、施設をその用に供することとする。

指定避難所等として使用することになった場合の管理運営については、市の責任と費用負担のもとに行うが、設備、備品の貸与等必要な協力を行うこととする。ただし、通常業務停止に伴う減収及び人件費補償について、市は責任を負わない。

(10) 協力体制

ア 市の主催又は後援等によりイベントを実施する場合、市と調整を図り、実施に協力すること。

イ 施設等の管理上必要な情報を市が求めた場合は、速やかに提示すること。

ウ 法令等に基づき実施される各種検査及び監督に対応すること。

(11) 報告義務

業務計画、管理責任者の変更等、重要な変更がある場合は、速やかに市へ報告すること。

(12) 賠償責任

施設等の維持管理上の不備により利用者の財物等に損害を与えた場合は、原則として指定管理者において賠償すること。このため、賠償責任保険に加入すること。

ア 保険への加入

(ア) 火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、市で加入する。

(イ) 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、その基準は次のとおりとする。なお、市と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

・賠償責任保険加入面積

笛吹市八代ふるさと公園 59,948 m² (園路、建物、トイレ等)

笛吹市八代ふれあい健康広場 2,112 m² (園路、建物、トイレ等)

笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園 3,694 m² (園路、建物、トイレ等)

・対 人 被害者1名につき5,000万円 1事故3億円まで

・対 物 1事故1,000万円まで

2 公園施設の利用に関する事項

(1) 公園施設の利用に関する業務

ア 笛吹市都市公園条例及び笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園条例に規定する各種申請等の受付業務を行うこと。

イ 笛吹市都市公園条例施行規則に規定する各種申請等の様式を備え、利用者の求めに応じて配布するとともに、手続きの概要を説明すること。

ウ 公園施設の利用に関する申請を受けたときは、使用状況について確認し、使用日程について申請者と調整し、許可書の発行を行うこと。

エ 納入通知書を発行し、利用者に対して交付すること。

オ 納入通知書に記載する期限は、納入期限内に利用者が支払える適正な期間を設定した上で通知すること。

カ 施設の利用申請の内容から、公園施設の設置目的に照らし適当でないことが見込まれると判断したときは、受付をせず、申請者の氏名及び不相当と判断した理由等を市へ連絡すること。

キ 各種申請の申出を受け付けたときは、使用状況の確認など許可上必要な情報の収集及び調査を行うこと。

3 施設等の維持管理に関する事項

以下に定める事項のほか、「第 3 特記仕様」に定める内容を満たす水準の管理業務を行うこと。

(1) 施設、設備及び備品等の維持管理に関すること

- ア 小修繕（笛吹市八代ふるさと公園 20 万円未満、笛吹市八代ふれあい健康広場 10 万円未満、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園 10 万円未満のもの）は指定管理者が行うこと。
- イ 施設等を常に清潔な状態に保持するよう努め、管理上発生した廃棄物については適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。
- ウ 維持管理に係る費用、水道光熱費、電話料金等は、指定管理者が一括して支払うこと。
- エ 市が貸与する施設設備及び備品は、善良なる指定管理者の注意をもって管理すること。
- オ 電球、トイレトーパー等の消耗品は、随時補充又は交換すること。
- カ 自家用車等での来園者が多い日については、車両の誘導を行い、駐車場の整理を行うこと。
- キ 本業務を遂行する上で必要なコピー機、パソコン等の事務機器、事務用品及び電話機等の備品については、一切を指定管理者が用意すること。
- ク 市が指定管理者に対して支払う指定管理料により購入した物品は、当該業務のみに使用すること。指定管理料により購入した備品は、台帳（電子データ可）により管理すること。
- ケ 指定管理業務に要する諸工具、器具、消耗品、水道光熱費等一切の費用については、指定管理料の中に含むこと。
- コ 保守点検業務については、年度当初に緊急連絡体制表と年間の設備保守点検計画表を作成し、この計画に従って業務を遂行すること。変更が生じた場合は、その理由と対処方法を記録保存すること。
- サ 保守点検業務の作業時間については、施設利用者に配慮すること。特に停電を伴う作業については、少なくとも 2 週間前には施設利用者に対して周知すること。
ただし、不測の事故等による場合はこの限りでない。
- シ 保守点検業務を実施する際は、施設及び設備周辺の原状が保たれるよう、事前に必要と思われる箇所を補強養生すること。
- ス 保守点検業務実施の結果、部品の取替、修理等を必要とする場合は、速やかに処置することとし、小修繕（笛吹市八代ふるさと公園 20 万円未満、笛吹市八代ふれあい健康広場 10 万円未満、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園 10 万円未満のもの）は指定管理者の費用負担により行うこと。
- セ 保守点検業務実施の結果生じる消耗品、使用済み部品等廃棄品の廃棄に係る作業及び費用については、保守管理業務に含むこと。
- ソ 保守点検業務実施の結果、寿命による自然消滅、破損等取替を要する部品、機器が生じたときは、直ちに処置方法を検討し、小修繕（笛吹市八代ふるさと公園 20 万円未満、笛吹市八代ふれあい健康広場 10 万円未満、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園 10 万円未満のもの）においては速やかに実施すること。修繕の見積りが小修繕以上であり、かつ協定書（仕様書）に規定する指定管理者のリスク分担に属さないものについては市へ報告し、判断を仰ぐこと。
- タ 保守点検業務実施後は、速やかに点検の結果等を記録し保存すること。
- チ 管理対象設備等の動作不良及び故障が発生した場合は、速やかに市へ報告し、原因究明に努めるとともに、対処し、又は市の判断を仰ぐこと。
- ツ 市が施設の改修及び修繕工事等を実施する際は、事前調整及び施工時の立会いをすること。
- テ 公園内に木々が多く植樹してあり、枝が隣接者の敷地まで伸びるおそれがある場合に

- は、定期的を確認し、計画を立て、枝を切る等対応をすること。
- ト 園路上の枝からの枯れ枝落下による事故、倒木等の防止、景観保全等の観点から、枯れ木を適切に処分すること。
- ナ 目視、触診等による施設、設備、遊具等の巡回点検を行い、常に安全かつ良好な状態を保持すること。
- ニ 1日の業務日報を記録すること。
- ヌ 門扉の開閉業務を、利用時間に従って行うこと。
- (2) 施設の管理運営に関すること
 - ア 利用者に対する館内の案内等
 - 業務内容及び連絡先等、公園の施設設備の機能等を十分に理解し、利用者に対して適切な案内を行うこと。
 - イ 公園内掲示物及び設置物の管理
 - (ア) 公園内の掲示物の管理を行うこと。
 - (イ) 公園内へ掲示すべき掲示物は、施設設置の目的と照らし、適正なもののみを掲示すること。
 - (ウ) それぞれの掲示物に掲示期間を設定し、期限となった時点で速やかに撤去するなどの適切な管理をすること。
 - ウ 支援事業
 - 小中学校等の総合学習や社会教育の場の提供の依頼を受けた場合は、支援を行うこと。
 - エ 鍵の管理
 - (ア) 鍵（カードキー）は台帳により管理すること。
 - (イ) 鍵（カードキー）の紛失があったときは、直ちにセキュリティ上必要な対策を講じるとともに、紛失者の費用負担により鍵（カードキー）を作成（発行、交換）すること。
 - オ 郵便物等の管理
 - (ア) 郵便物等の預りが発生したときは、適正な管理を行うこと。
 - (イ) 配達先が特定できない郵便物の扱いは、市の指示を受けて対処すること。
 - (ウ) 利用者の遺失物管理に関する規定を作成し、適正な管理及び警察署への届出を行うこと。
 - カ 文書の管理
 - (ア) 指定管理業務に関わる書類及び電子データ等は、指定期間終了後、最低 5 年の期限を定めて管理すること。
 - (イ) 指定管理業務遂行のために市が指定管理者に貸与する図書類は、紛失、毀損、汚損等がないよう適正に管理すること。
 - キ 事業報告
 - (ア) 月次報告
 - 指定管理者は、毎月報告書を作成し、翌月 10 日までに市に提出すること。月次報告に記載する事項は、利用料の徴収状況、保守点検業務等の実施状況並びにその他施設の管理上特別に実施した業務及びその評価である。
 - (イ) 年次報告
 - 次に掲げる事項を記載した業務報告書を、年度末から 30 日以内に市に提出すること。
 - a 指定管理業務に係る経理状況
 - b 施設等利用状況及び利用者数
 - c 事業実施状況及び参加者数
 - d 指定期間における次年度の業務計画
 - e 指定管理者が直接雇用する業務従事者の配置状況
 - (ウ) その他
 - 市は、指定管理者から提出された月次報告書、年次報告書その他報告及び現地調査に

より、指定管理者が適正かつ確実な管理業務を行っているか、履行内容が仕様書及び選定時の提案の水準を満たしているか、報告書等の具体的な内容が要求水準を満たしているかについて確認する。

ク モニタリング

市は、指定管理者が協定書及び仕様書に示す業務を確実に遂行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況及び利用状況を把握するため、業務の実施状況について定期的にモニタリングを実施する。

モニタリングは、次のとおり実施する。

(ア) 指定管理者事業状況報告書の作成、提出

指定管理者は、市から示される指定管理者事業状況報告書（モニタリング用）を現地調査実施前の指定した日までに提出する。

(イ) ヒアリング及び現地調査

市は、指定管理者事業状況報告書（モニタリング用）の内容に基づいてヒアリング及び現地調査を行う。

(ウ) 評価

市は、ヒアリングの結果等を踏まえ、必要な指導を行う。

ケ 利用者意向の把握

施設利用者の意見を施設運営に反映させるため、次の方法によって利用者意向の把握を行い、毎年度終了後、利用者意向の内容とその対応状況について市へ報告を行うこと。

(ア) アンケート調査（個別聴き取り形式）

(イ) 意見箱の設置

コ 物品の管理

市の所有に属する物品については、笛吹市財務規則（平成 29 年笛吹市規則第 8 号）及び備品分類新旧対比表で示す分類に基づいて管理を行うものとする。物品の一覧は、〔別紙 5〕のとおりである。

サ 公園内の施設・設備維持管理内容

公園内の施設・設備維持管理内容については、〔別紙 6〕のとおりである。

シ 適格請求書の写しの保存

適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、消費税法に基づき、交付した適格請求書の写し又は提供した適格請求書に係る電磁的記録を保存し、市へ提出すること。電磁的記録により保存をする場合は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、「電子帳簿保存法」）及び電子帳簿保存法施行規則で定める要件に従い保存すること。

4 留意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人及び団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が指定管理業務に係る各種規定を作成又は改定するときは、事前に市と協議を行うこと。
- (3) 各種規定がない場合は、市の諸規定に準じて業務を実施すること。
- (4) 指定管理者といえども施設等を行政目的外に使用することはできない。
- (5) 利用者及び近隣からの苦情等にも原則指定管理者が対応すること。
- (6) 車椅子使用者、障がい者及び高齢者等への十分な配慮をすること。
- (7) 業務不履行時の処理

ア 指定管理者が行う指定管理業務が協定書、仕様書若しくは選定時の提案内容を満たしていないとき又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合は、市は指定管理者に対して改善の指示をすることができる。

イ 市は、指定管理者が前項の指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定

めて停止することができることとし、取消後及び停止期間にかかる指定管理料は支払わない。

第3 特記仕様

1 警備業務

(1) 目的

建物の内外及びこれに附属する諸設備について、火災、盗難、破壊並びに不法行為を予防、発見、防止し、施設等の安全かつ円滑な管理運営に寄与することを目的とする。

(2) 警備対象区域

公園施設区域、建物、駐車場及び外周

(3) 警備業務における基本的事項

公園施設区域内における各施設、遊具、池及びその周辺などを利用時間帯はもちろん夜間にも定期的に巡回し、盗難、破壊、その他犯罪等を未然に防ぎ、利用者の安全確保を維持するものとする。

2 清掃業務

(1) 目的

当該業務は、公園施設の全般について、内外の環境をより衛生的に保持し、利用者に常に清潔で快適な利用環境を提供するとともに、建物の耐久化を図ることを目的とする。

(2) 清掃業務の範囲・内容

ア 清掃業務の範囲は、公園施設の内外とし、その作業内容及び頻度は、下記に示すとおりである。

イ 業務の詳細な内容は、指定管理者の提案に基づき、協定書により規定する。

(3) 清掃業務における遵守事項

ア 清掃業務に係る計画を策定し、策定した計画書に基づき清掃業務が実施されるよう管理すること。

イ 清掃業務の実施が施設等の利用に支障を与えないよう充分配慮すること。

ウ 清掃業務を総括的に実施するため、清掃責任者を選任し、企画、指導及び監督させること。

エ 清掃業務の実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。

オ 清掃業務の実施に当たり、設備及び備品等を損傷しないよう細心の注意を払うこと。

万一器物等を損壊した場合には、市に速やかに連絡し、その指示に従い指定管理者の負担で原状回復すること。

カ 清掃器具及び使用材料は指定管理者の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。また、清掃業務に使用する器具及び材料は全て品質良好（日本工業規格等）のものを使用するとともに、その取扱いや使用方法についても、過誤のないよう十分注意しなければならない。

キ トイレ及び洗面所において利用者が使用する石鹸、トイレットペーパー等の消耗品は指定管理者の負担とし、利用者の健康及び快適性を重視した良質なものをを用いること。

ク 清掃業務に直接使用する以外の機械器具及び材料等の物品を、市の許可無く施設内に搬入及び放置してはならない。

ケ 清掃作業員が清掃業務に従事するときは、一定の服装を着用させて指定管理者の作業員であることを明瞭にするとともに、服装は常に清潔を保たせなければならない。

また、清掃業務に従事する作業員は、言語動作に十分気をつけ、利用者に不快の念を抱かせてはならない。

- コ 清掃業務の実施時は、通行者、壁等に塵、ほこり、清掃用水を飛散させないように十分注意すること。
- サ 清掃作業員が清掃業務の実施中に破損箇所を発見した場合は、直ちに適切な処置を講ずること。
- シ 紙くず、廃棄した書類は、たばこの吸殻とは区別し、火元に十分注意した上で処理すること。
- ス 電気と機械設備の定期点検業務が同時に行われる場合には、関係者と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めること。
- セ 環境衛生の向上
 - (ア) 清掃業務の実施に当たっては、浮遊粉塵を発生させないように行うこと。
 - (イ) 清掃業務によって排出される汚濁排水その他が、自然環境を汚染する結果にならないこと。
 - (ウ) その他環境衛生を損なうおそれのないこと。
- ソ 施設等の安全性の向上
 - (ア) 作業能率や経済効率を理由として、建材の保全性を損なう方法や材料の使用は避けること。
 - (イ) 作業機材の放置など、利用者の安全を損ねる作業方法を排除すること。
 - (ウ) 物品の破損、汚染に注意し、移動できる物品は移動して行う。また、付属品の破損、取付の不備を発見したときはただちに指定管理者が安全確保のための適切な処置を行うこと。
 - (エ) 火気には特に留意し、引火性物質は絶対に使用しないこと。
- タ その他
 - (ア) 上記の項目を満たした上で、作業の能率を向上するための業務改善に努めること。
 - (イ) 清掃業務日誌を作成すること。

(4) 清掃内容

清潔な公園、職場環境が確保されるように清掃を行う。

ア 公園内全般

- (ア) 案内・掲示板、柱、扉、手摺、棚等のほこり払い、汚れ落としを行い必要により水拭きをする。
- (イ) 灰皿の洗浄、ごみの排出処理を行い、清潔に保つ。たばこの吸殻の収集に当たっては、特に火災に注意して収集し、十分に水分を含ませ、他の可燃ごみと区別すること。
- (ウ) 落ち葉などは、掃き掃除を行う。台風や大雨等の悪天候後、落葉等、特に清掃が必要な場合は臨時的に清掃を行い、園内をきれいな状態に保つこと。

イ トイレ

- (ア) トイレブラシ又はスポンジを使い、専用の洗剤で洗浄し、洗浄後は良く水で洗い流す。
- (イ) 金属部分は洗剤を使用した後、十分に水洗いをして、乾いたタオルで拭き上げ、錆が出ないようにする。
- (ウ) 個室の扉、間仕切り壁面の拭き上げを行う。
- (エ) 消耗品（トイレトーパー、ペーパータオル、手洗い石鹸）の補給、屑入れのごみ類を処理する。

ウ 洗面所

- (ア) 陶器類、金具類を洗浄し、良く水で洗い流して金具部分を拭き上げる。
- (イ) 洗面台、鏡の清拭きをし、手洗い石鹸を補給する。

エ 池及び水の遊び場の管理

デッキブラシ等を使用し、底のコケ、藻及び砂をきれいに取り除き、特に春から秋にかけて、利用者がいつでも快適に利用できるようにしておくこと。

オ 落書きの処理

(ア) 落書きを発見した場合は、ただちに市に報告しその指示により処理すること。

(イ) 多少の汚れや落書きは、指定管理者の判断ですみやかに処理をすること。

カ 収集したごみの処理

(ア) 収集したごみは、適正に分類・梱包した上で収集場所へ搬入すること（ただし、袋には効率良く収め、必要以上に袋の数を増やすことのないよう努めること。）。

(イ) 引火性の廃棄物、使用済乾電池、蛍光灯は、存在がわかるように分別しておくこと。

(ウ) ごみ袋からの汚水漏れ又は汚水による袋の損傷がないよう留意すること。

(エ) ごみ置場の清掃は、適宜行い不衛生にならないよう留意すること。

(オ) 資源ごみ回収に関し十分に配慮すること。

3 植栽管理

(1) 目的

公園施設の美観及び景観を保全し、利用者の快適性を保持する。

(2) 内容

ア 笛吹市八代ふるさと公園

区域	項目	備考	
全域	樹木管理	剪定	年2回
		病虫害防除	年2回
		施肥	年数回
	地被類	刈込	年1回
		病虫害防除	年2回
		施肥	年1回
		除草	年3回以上（人力、機械）
	芝生管理	芝刈	年3回以上
		病虫害防除	運搬・片付（人力）を含む
		施肥	年2回
		除草	年1回
		目土	年3回以上（人力、機械）
	灌水	灌水	年数回必要に応じて散水

イ 笛吹市八代ふれあい健康広場

区域	項目	備考	
全域	樹木管理	剪定	年2回
		病虫害防除	年2回
		施肥	年数回
	地被類	刈込	年1回
		病虫害防除	年2回
		施肥	年1回
		除草	年3回以上（人力、機械）
	芝生管理	芝刈	年3回以上

		病虫害防除	運搬・片付（人力）を含む
		施肥	年2回
		除草	年1回
		目土	年3回以上（人力、機械）
	灌水	灌水	年数回必要に応じて散水

ウ 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

区域	項 目		備 考
全域	樹木管理	剪定	年2回
		病虫害防除	年2回
		施肥	年数回
	地被類	刈込	年1回
		病虫害防除	年2回
		施肥	年1回
		除草	年3回以上（人力、機械）
	芝生管理	芝刈	年3回以上
		病虫害防除	運搬・片付（人力）を含む
		施肥	年2回
		除草	年1回
		目土	年3回以上（人力、機械）
	灌水	灌水	年数回必要に応じて散水

(3) 留意事項

- ア 作業回数は通常の見込みであり、天候等による生育状況を鑑み、回数は調整すること。
- イ 雑草の繁茂は、公園利用者が最も不愉快さを感じるものの1つであることを認識し、作業計画を立てること。

4 法定点検業務

(1) 目的

本業務は、公園の内外の安全性を確保し、利用者に安全な施設環境を提供することを目的とする。

(2) 法定点検業務の範囲・内容

ア 法定点検業務の範囲は下記のとおりとする。

- (ア) 消防用設備等保守点検
- (イ) 水質検査（年2回）
- (ウ) 浄化槽保守点検及び法定検査
- (エ) その他施設管理において必要な法定業務は指定管理者にて対応する。

イ 法定点検業務の遂行

- (ア) 手続きに係る費用は、指定管理者が負担すること。
- (イ) 手続きは、再委託することができる（ただし、申請者は指定管理者の名をもってこれを行う。）。

ウ その他一般事項

- (ア) 書類の作成及び届出は必ず行わなければならない。
- (イ) 届出を行うにあたり、必要な有資格者の選任を行うこと。

5 遊具管理業務

(1) 目的

本業務は、遊具の利用における安全な遊び場を確保し、利用者(子供)の遊びへの価値観の向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

ア 点検業務

国の指針を基礎として、通常点検マニュアルを作成し、事故等が起こらないように日常において点検を行うこと。なお、遊具の安全については次を参考にする。

(ア)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針について」(国都公緑第 299 号 平成 14 年 3 月 11 日)

(イ)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」改訂第 3 版(令和 6 年 6 月)

(ウ)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」(令和 6 年 6 月)

イ 定期点検

専門資格を有した者(業者)による定期点検を、年 1 回実施すること。

ウ 措置

点検の結果、破損、腐食などを発見した場合の対応は次のとおりとする。

(ア)危険度が低く将来的に問題となることが予想される場合は、計画的に修繕を行うこと。また、小修繕以上の修繕となる場合は市へ連絡すること。

(イ)危険度が高く、事故の発生が予想される場合は、早急に遊具をロープ等で使用できないようにし、看板等で啓発するなどの必要な処置を行い、すみやかに市へ連絡すること。

〔別紙1〕

施設の詳細

(1) 笛吹市八代ふるさと公園

施設名	種類	名称	数量	単位	備考
八代ふるさと公園	土地	敷地面積	15,832	m ²	
		緑地面積	44,116	m ²	
八代ふるさと公園	建物	展望ふるさと館	1	棟	
		多目的施設（宴会場・休憩場）	1	棟	
		第一駐車場前トイレ	1	棟	
		展望ふるさと館前トイレ	1	棟	
		トイレ	1	棟	
		展望台（鉄骨造 2階建て）	1	棟	
		展望台（屋根なし スロープ付）	1	か所	
八代ふるさと公園	遊具	複合遊具	1	基	はにわーいこふん
		滑り台	1	基	
		脚部ストレッチ器具	1	基	
		上腕部ストレッチ器具	1	基	
		全身ストレッチ器具	1	基	
		脚部ストレッチ器具	1	基	
		腹筋トレーニングベンチ	1	基	
八代ふるさと公園	その他施設	四阿	6	基	
		パーゴラ	3	基	
		水の遊び場	1	か所	
		銚子塚古墳	1	基	
		盃塚古墳	1	基	
		野外ステージ	1	か所	
		物置	2	基	
		水飲み場	11	基	
		オブジェ（光）	1	基	
		モニュメント（響）	1	基	
		オブジェ（風）	1	基	
		駐車場	7	か所	

(2) 笛吹市八代ふれあい健康広場

施設名	種類	名称	数量	単位	備考
八代ふれあい健康広場	土地	敷地面積	1,937	m ²	
		緑地面積	175	m ²	
	建物	トイレ	1	棟	
	遊具	複合遊具	1	基	
		シーソー	1	基	
		ブランコ	1	基	
		鉄棒	1	基	
		砂場	1	基	
		スプリング遊具 (馬)	1	基	
		スプリング遊具 (孔雀)	1	基	
	その他施設	四阿	1	棟	
		水飲み場	1	基	
駐車場		2	か所		

(3) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

施設名	種類	名称	数量	単位	備考
笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園	土地	敷地面積	2,557	m ²	
		緑地面積	1,137	m ²	
	建物	トイレ (リニアの見える丘)	1	棟	
		トイレ (花鳥山一本杉)	1	棟	
	その他施設	四阿 (リニアの見える丘)	2	棟	
		四阿 (花鳥山一本杉)	2	棟	
		物置 (花鳥山一本杉)	1	基	
		水飲み場 (花鳥山一本杉)	1	基	
		駐車場 (リニアの見える丘)	1	か所	
		駐車場 (花鳥山一本杉)	1	か所	

[別紙2]

利用者数・利用料金収入の実績

(1) 笛吹市八代ふるさと公園

利用者数の実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度	24,120	6,600	2,530	2,310	2,270	2,290
令和6年度	39,280	17,410	9,150	4,330	2,730	6,050

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	3,410	4,290	3,810	4,060	2,740	7,950	66,380
令和6年度	11,090	10,880	6,410	9,000	5,510	13,570	135,410

利用料金収入の実績

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度	273	170	144	119	127	111
令和6年度	469	305	208	153	138	159

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	97	109	92	92	87	118	1,539
令和6年度	211	186	133	173	143	178	2,456

(2) 笛吹市八代ふれあい健康広場

利用者数の実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度	200	300	150	100	100	70
令和6年度	210	280	150	110	100	90

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	70	70	60	60	50	100	1,330
令和6年度	100	90	100	70	60	130	1,490

利用料金収入の実績

実績なし

(3) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

利用者数の実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度	2,970	920	850	780	850	1,040
令和6年度	5,080	1,330	1,030	880	710	940

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	1,040	1,200	780	710	720	1,578	13,438
令和6年度	755	600	335	570	550	1,090	13,870

利用料金収入の実績

実績なし

〔別紙3〕

管理経費の内訳

(1) 笛吹市八代ふるさと公園

管理経費の内訳（令和5年度～令和6年度の実績）

（単位：千円）

項目	内容	令和5年度	令和6年度
人件費（福利厚生費等を含む。）	職員給料等	6,869	7,049
	計	6,869	7,049
水道光熱費	電気料	890	983
	水道料	105	105
	燃料費	213	253
	計	1,208	1,341
管理事務費	修繕費	1,369	1,056
	消耗品費	155	187
	薬剤費	640	571
	計	2,164	1,814
役務費	電話料	68	67
	保険料	49	50
	計	117	117
業務委託費	管理委託	257	543
	警備	372	372
	植栽管理	2,569	2,487
	廃棄物処理	158	278
	計	3,356	3,680
借上料	機械リース	514	634
	計	514	634
その他	飼料費	308	330
	計	308	330
合計		14,536	14,965

※当時の指定管理者が行った実績を記載したもので、管理経費の水準を保証するものではない。

(2) 笛吹市八代ふれあい健康広場

管理経費の内訳（令和5年度～令和6年度の実績）

（単位：千円）

項目	内容	令和5年度	令和6年度
水道光熱費	電気料	24	28
	水道料	29	29
	燃料費	3	4
	計	56	61
管理事務費	修繕費	0	4
	消耗品費	6	2
	計	6	6
	保険料	12	12
	計	12	12
業務委託費	遊具点検	34	35
	清掃業務	60	60
	植栽管理	284	284

	計	378	379
借上料	機械代	120	120
	刈払機・軽トラック	74	68
	計	194	188
合 計		646	646

※当時の指定管理者が行った実績を記載したもので、管理経費の水準を保証するものではない。

(3) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

管理経費の内訳（令和5年度～令和6年度の実績）

（単位：千円）

項 目	内 容	令和5年度	令和6年度
人件費（福利厚生費等を含む。）	職員給料等	2,637	2,657
	計	2,637	2,657
水道光熱費	電気料	241	255
	水道料	186	13
	計	427	268
管理事務費	修繕費	79	150
	消耗品費	16	16
	薬剤費	28	29
	計	123	195
役務費	電話料	420	420
	計	420	420
業務委託費	管理委託費	89	89
	植栽管理	37	0
	警備	200	200
	計	326	289
借上料	機械リース	9	0
	計	9	0
合 計		3,942	3829

※当時の指定管理者が行った実績を記載したもので、管理経費の水準を保証するものではない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 指定管理者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な規定を整備し、厳格な運用を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 条 乙は、笛吹市（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 11 条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

〔別紙5〕

備品一覧表

(1) 笛吹市八代ふるさと公園

No	品名	保管場所	数	規格	会社名	機種
1	折りたたみ机	管理事務室	1	-		
2	事務机	〃	1	-		
3	事務椅子	〃	1	-		
4	丸椅子	〃	6	-		
5	メガホン	〃	1	WD-10A3W	ナショナル	
6	電気冷凍冷蔵庫	〃	1	NR-D112F	NEC	
7	キッチンキャビネット	〃	1	HAK-0618MS-WE	イトーキ	
8	流し台兼電気コンロ	〃	1	HK-1302A	イトーキ	
9	電話機(親機)	〃	1	CP-R50	NTT	
10	電話機(子機)	〃	1	-	NTT	
11	エアコン	〃	1	MSZ-V284S-W	三菱	
12	下駄箱	展望ふるさと館	1	HDK-1046AT-WE	イトーキ	
13	掲示板(スタンド式)	〃	1	DR-413	イトーキ	
14	丸テーブル	〃	2	PHG-459-A	イトーキ	
15	椅子	〃	8	KR-433D-20	イトーキ	
16	二人用椅子	〃	3	TPHG-402-A	イトーキ	
17	傘立て	〃	1	LCA-430	イトーキ	
18	消火器	〃	1	ヤマト	宮田工業(株)	
19	多目的展示ポール	1階倉庫	10	DRB-2912	イトーキ	
20	折りたたみ机	〃	1	-		

21	整理棚	1階倉庫	2	-		スチール 6段
22	園芸用三脚	〃	1	-		アルミニウム 6尺
23	園芸用三脚	〃	1	-		アルミニウム 10尺
24	事務椅子	2階エントランスホール	1	-		
25	下駄箱	〃	1	HDK-1046AT-WE	イトーキ	
26	すのこ	〃	1	P-23	プラス	
27	掲示板(スタンド式)	〃	1	DR-413	イトーキ	
28	傘立て	〃	1	LCA-430	イトーキ	
29	消火器	〃	1	ヤマト	宮田工業(株)	
30	エアコン	展示室	1	PUH-200EKE	三菱	
31	丸テーブル	〃	4	LR-440-D-20	イトーキ	
32	椅子	〃	16	-	イトーキ	
33	椅子	〃	3	LPL-209-DDC-M3	イトーキ	
34	消火器	〃	1	ヤマト	宮田工業(株)	
35	スポットライト	〃	12	IL70W		
36	木製ベンチ	〃	4	-		
37	多目的展示パネル	事務室倉庫	30	DRB-2912	イトーキ	
38	多目的展示ポール	〃	29	DRB-5201	イトーキ	
39	椅子(グリーン)	〃	25	KR-433D-20	イトーキ	
40	折りたたみ机	〃	5	-		
41	ロッカー	〃	1	HDJ-0941SS-WE	イトーキ	
42	書庫	〃	1	HVM-0975-HSS-TE	イトーキ	
43	整理棚	2階倉庫	1	-		4段

44	石油ストーブ	2階倉庫	1	-		
45	掃除機	〃	1	CV-PS12	日立	

(2) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

No	品名	保管場所	数	規格	会社名	機種
1	芝刈り機	物置	1	-		
2	二輪車	〃	1	-		

〔別紙6〕

公園内の施設・設備維持管理内容

(1) 笛吹市八代ふるさと公園

分類	作業の種類		法令上の頻度	数量	単位	時期	規格・内容等	備考
施設・園地管理	清掃	展望ふるさと館 (エントランスホール) 床清掃	—	13.06	m ²	5・12月 (年2回) 業者委託	水洗い又は樹脂ワックス塗布仕上げ	
		展望ふるさと館 (休憩室、事務室、管理事務室、展示室1・2、廊下)		178.97	m ²	5・12月 (年2回) 業者委託	洗浄拭上樹脂ワックス塗布仕上げ	
		展望館内ガラス		95.52	m ²	5・12月 (年2回) 業者委託	洗浄スクイジー仕上げ	
	浄化槽保守点検	園内トイレ		1	式	通年		年4回
	浄化槽法定点検	園内トイレ		1	式			年1回
	浄化槽汚泥引き抜き	園内トイレ		1	式	随時期		随時
	遊具日常点検業務	該当物件				通年		
	遊具定期点検業務	該当物件				随時期		年1回
	親水施設水質検査	池		1	式	春から夏		2回/年
	マット・モップリース	展望ふるさと館		1	式	7・11・3月	フローアマット4枚、モップ2本	3回/年
	施設・設備点検業務	全体		1	式	通年		
日常清掃	全体				週7日程度(日曜日から土曜日) ※年末年始は休業とする。			

(2) 笛吹市八代ふれあい健康広場

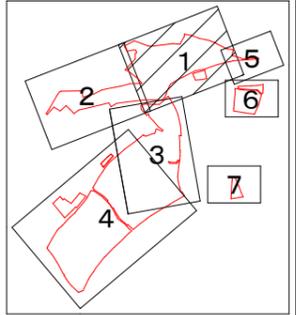
分類	作業の種類		法令上の頻度	数量	単位	時期	規格・内容等	備考
施設・園地管理	遊具日常点検業務	該当物件				通年		
	遊具定期点検業務	該当物件				随時期		年1回
	日常清掃	全体				週7日程度（日曜日から土曜日） ※年未年始は休業とする。 1日2時間程度		

(3) 笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園

分類	作業の種類		法令上の頻度	数量	単位	時期	規格・内容等	備考
施設・園地管理	花鳥山展望台開閉業務	該当物件				午前9時開所、午後5時閉所（3月～10月） 午前9時開所、午後4時閉所（11月～2月） の営業時間で管理を行う。		
	日常清掃	全体				週7日程度（日曜日から土曜日） ※年未年始は休業とする。 1日5時間程度（3月～10月） 1日4時間程度（11月～2月）		

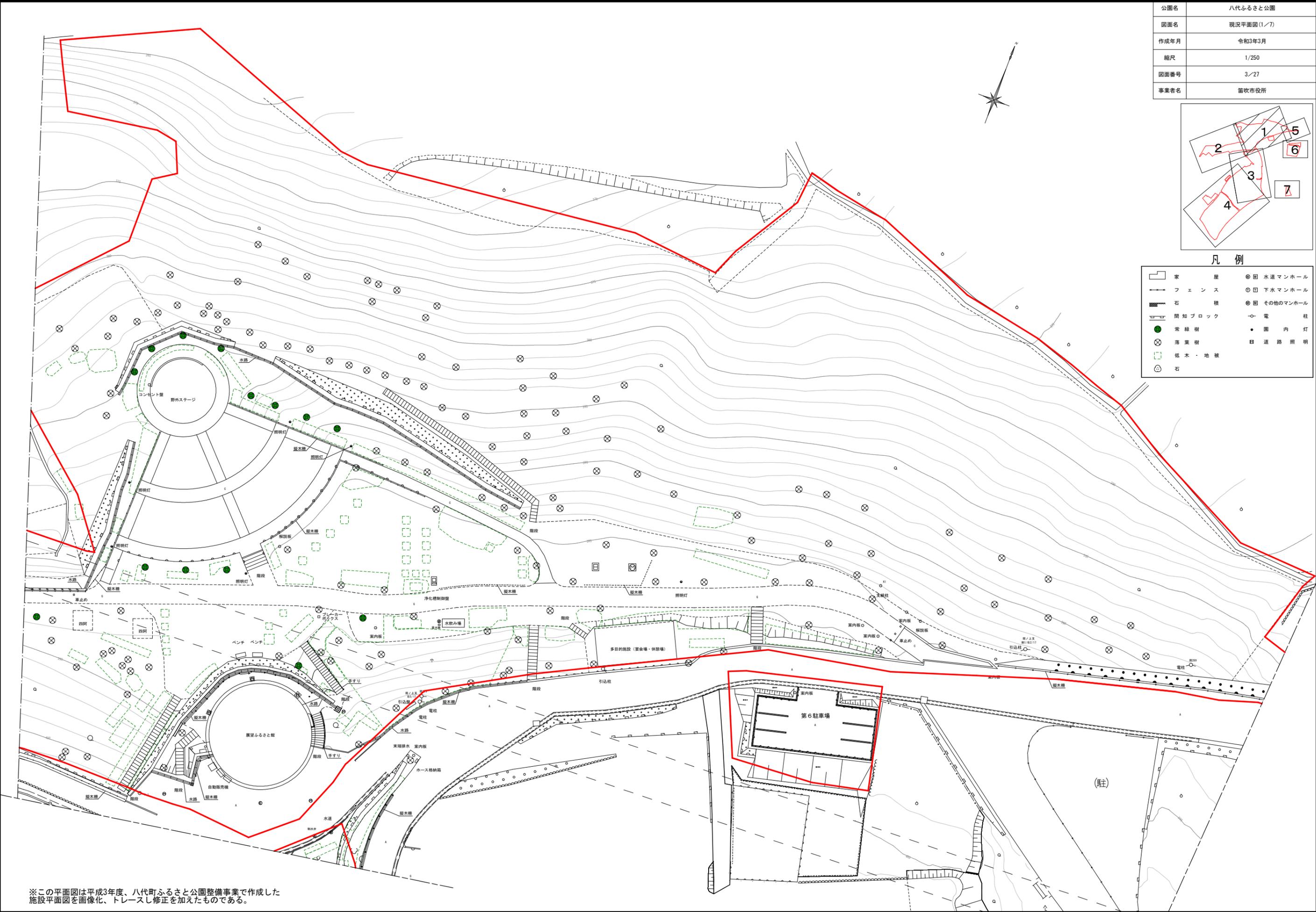
別図

公園名	八代ふるさと公園
図面名	現況平面図(1/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	3/27
事業者名	笛吹市役所



凡例

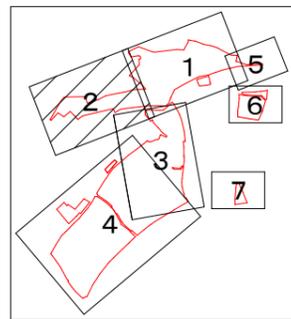
家屋	◎ 水道マンホール
フェンス	◎ 下水マンホール
石積	◎ 其他のマンホール
間知ブロック	○ 電柱
常緑樹	● 国内灯
落葉樹	☉ 道路照明
低木・地被	
石	



※この平面図は平成3年度、八代町ふるさと公園整備事業で作成した施設平面図を画像化、トレースし修正を加えたものである。

凡例

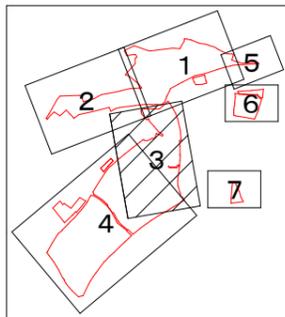
	家	屋	◎ 水道マンホール
	フェンス		◎ 下水マンホール
	石	積	◎ 其他のマンホール
	間知ブロック		-○- 電柱
	常緑樹		● 園内灯
	落葉樹		日 道路照明
	低木・地被		
	石		



公園名	八代ふるさと公園
図面名	現況平面図(2/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	4/27
事業者名	雷吹市役所

※この平面図は平成3年度、八代町ふるさと公園整備事業で作成した施設平面図を画像化、トレースし修正を加えたものである。

公園名	八代ふるさと公園
図面名	現況平面図(3/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	5/27
事業者名	笛吹市役所

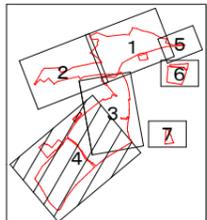


凡例

	家		水道マンホール
	フェンス		下水マンホール
	石積		その他のマンホール
	開知ブロック		電柱
	常緑樹		屋内灯
	落葉樹		日道路照明
	低木・地被		
	石		

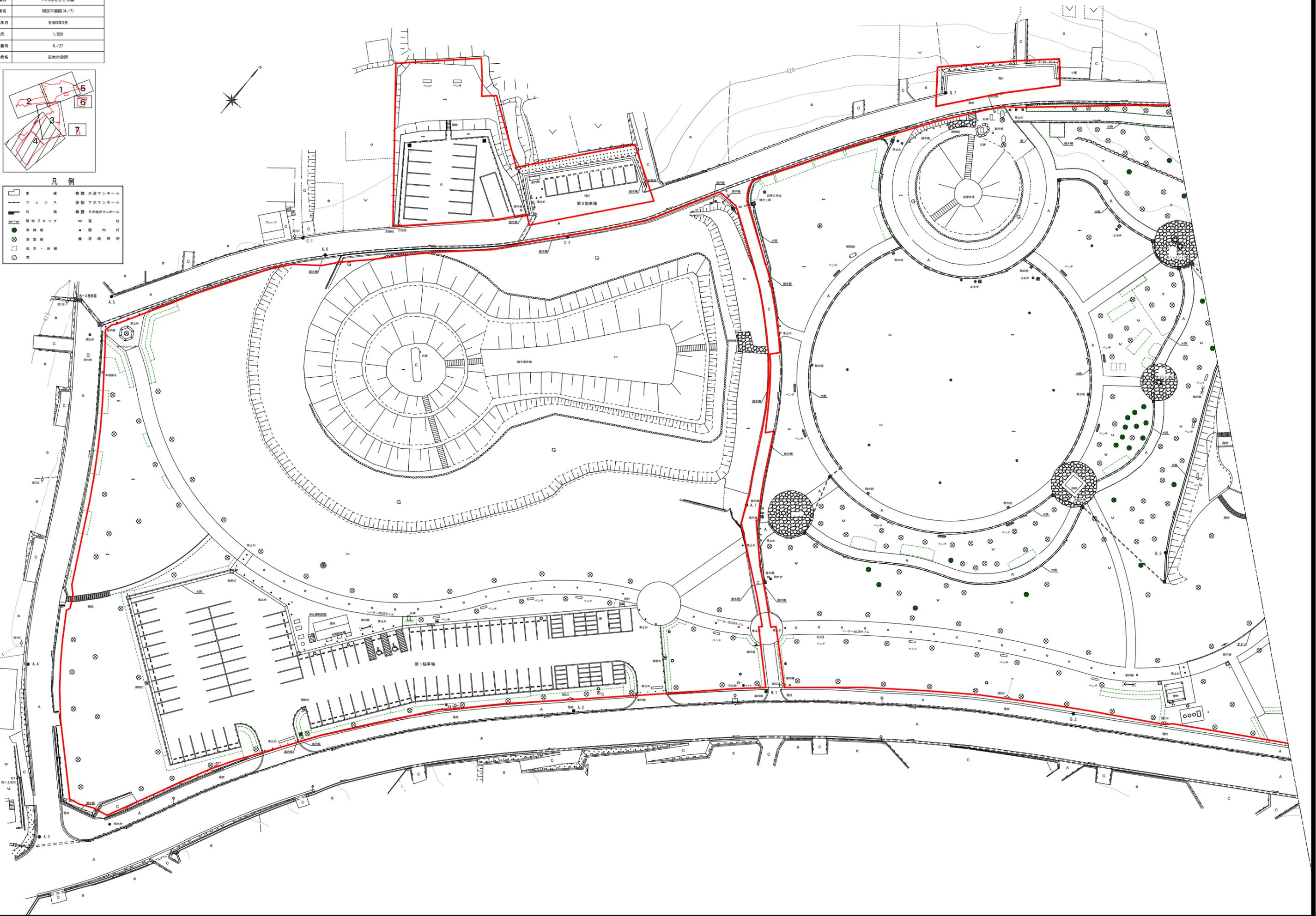


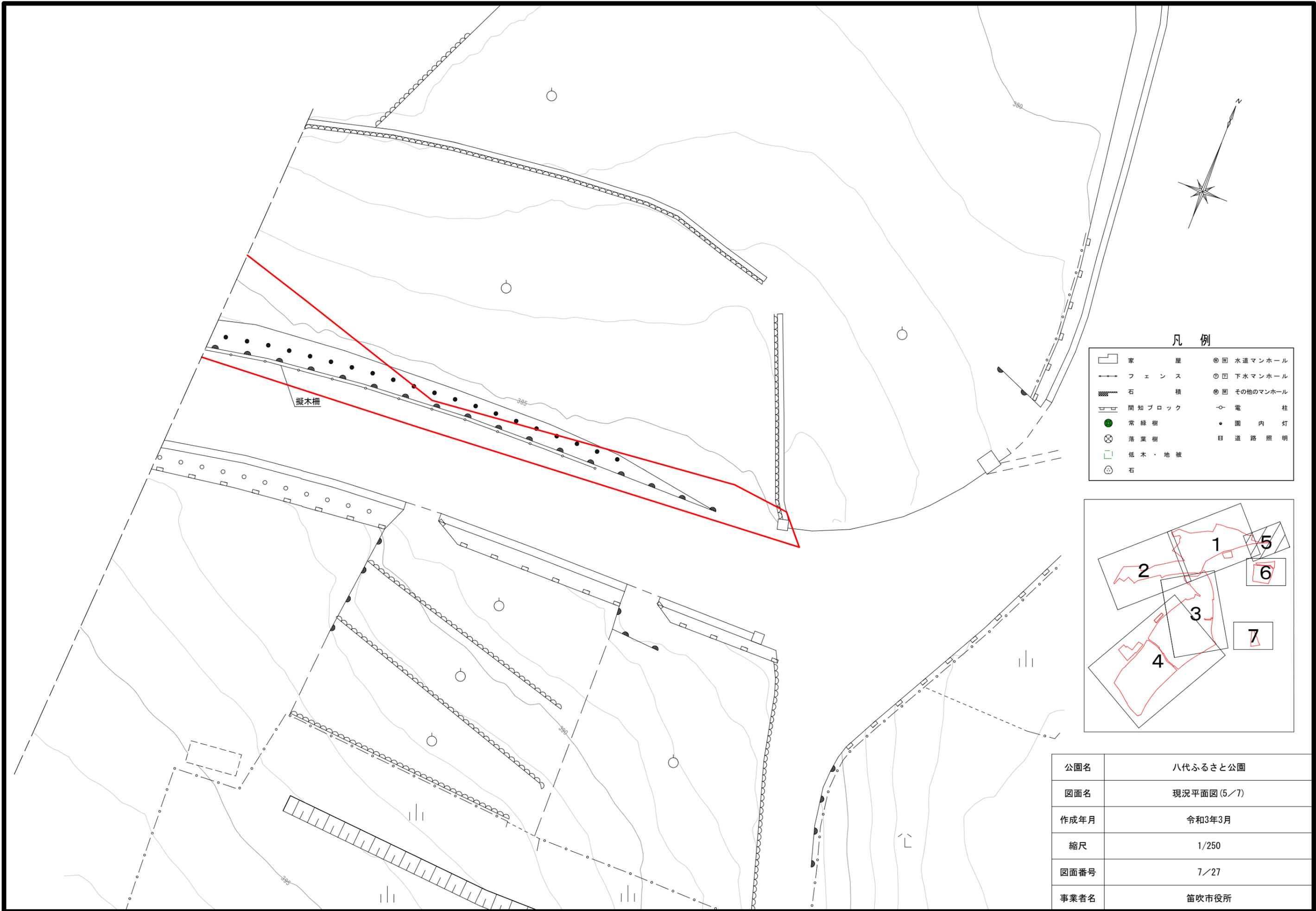
公園名	八代ふるさと公園
図面名	現状平面図(4/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	6/27
事業者名	豊後市役所



凡例

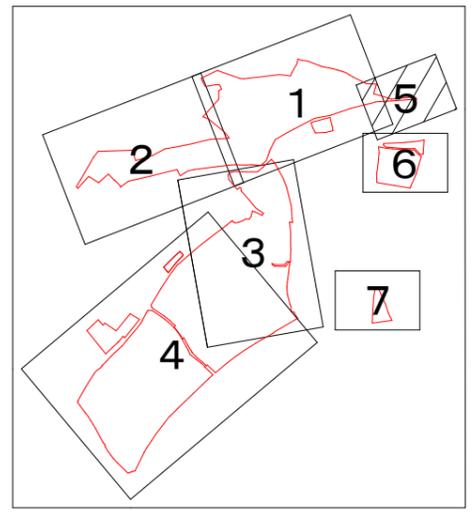
■	家	●	水道マンホール
—	フェンス	○	下水マンホール
—	石	●	その他のマンホール
—	開地ブロック	○	電柱
●	安鉢燈	○	園内灯
○	落葉樹	○	透視照明
○	低木・地被		
○	石		



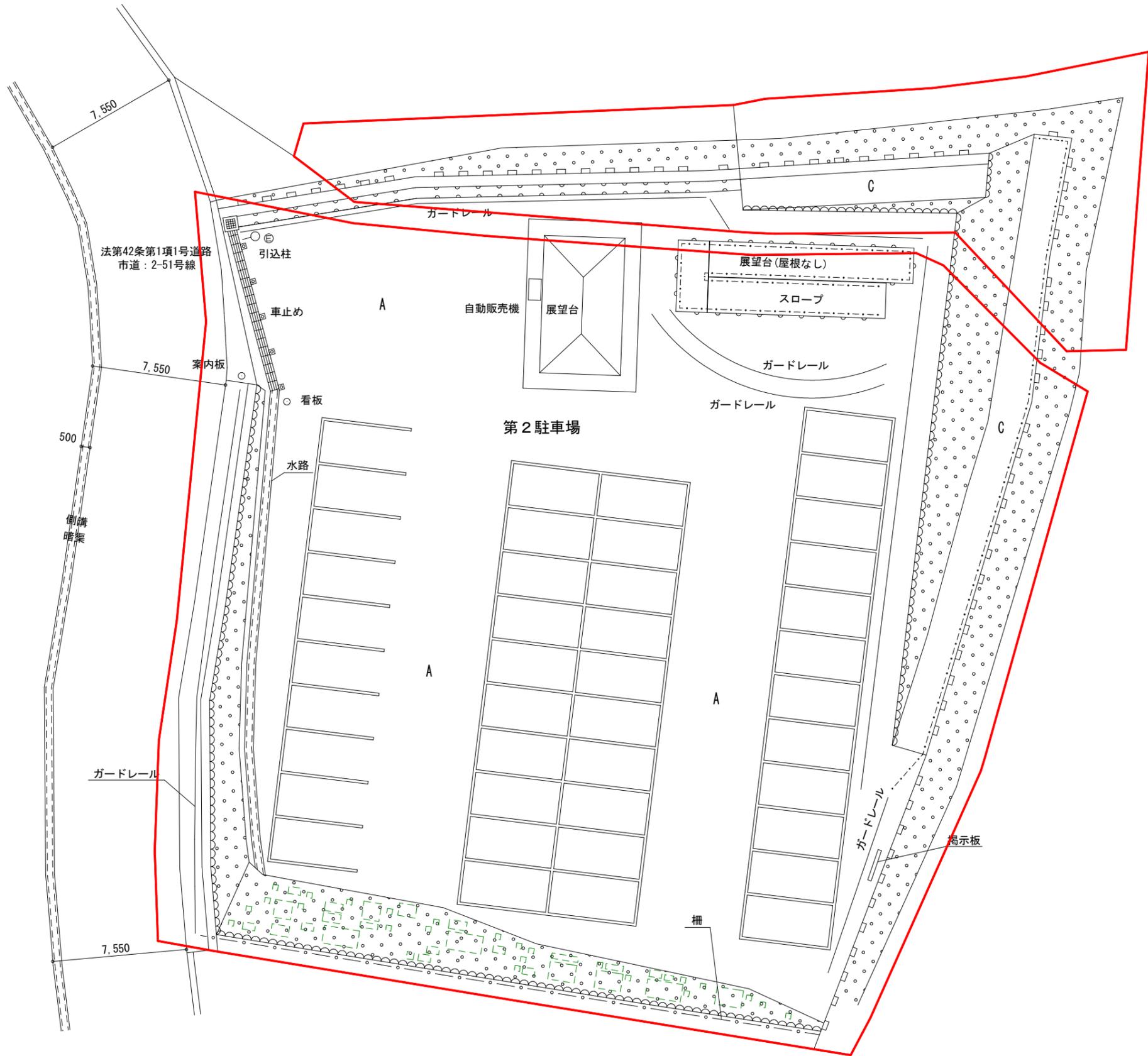


凡例

	家 屋		水道マンホール
	フェンス		下水マンホール
	石 積		その他のマンホール
	間知ブロック		電 柱
	常 緑 樹		園 内 灯
	落 葉 樹		日 道 路 照 明
	低 木 ・ 地 被		
	石		

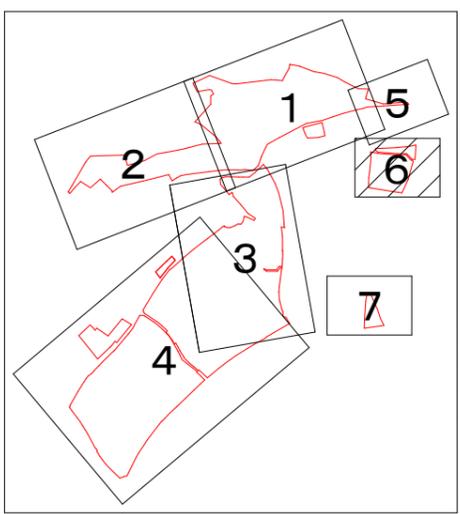


公園名	八代ふるさと公園
図面名	現況平面図(5/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	7/27
事業者名	笛吹市役所

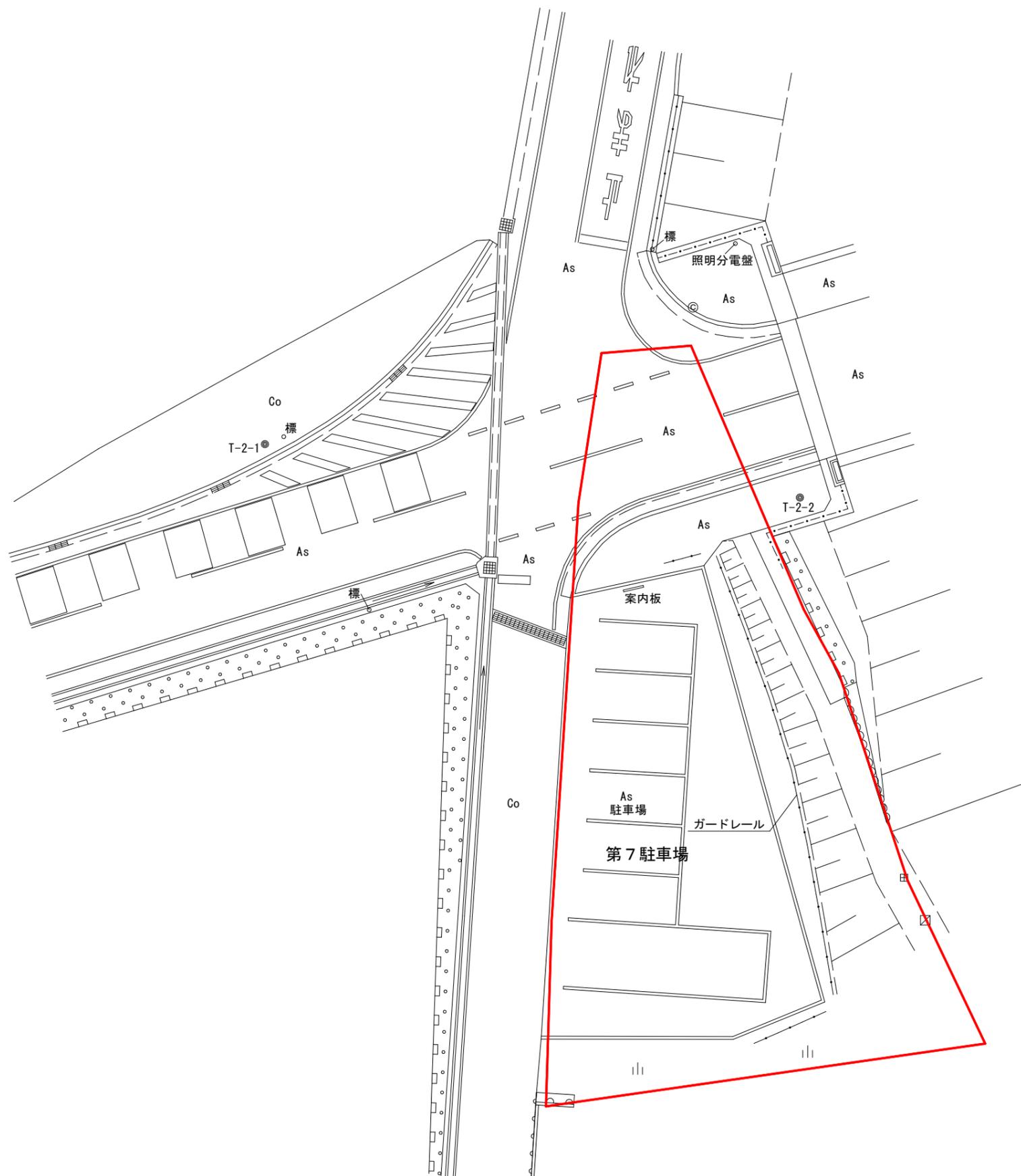


凡例

	家		水道マンホール
	フェンス		下水マンホール
	石積		その他のマンホール
	間知ブロック		電柱
	常緑樹		園内灯
	落葉樹		道路照明
	低木・地被		
	石		

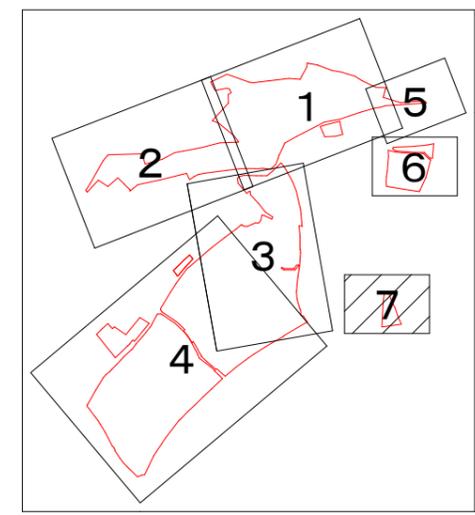


公園名	八代ふるさと公園
図面名	現況平面図 (6/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	8/27
事業者名	笛吹市役所



凡例

	家		水道マンホール
	フェンス		下水マンホール
	石積		その他のマンホール
	間知ブロック		電柱
	常緑樹		園内灯
	落葉樹		道路照明
	低木・地被		
	石		



公園名	八代ふるさと公園
図面名	現況平面図 (7/7)
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	9/27
事業者名	笛吹市役所

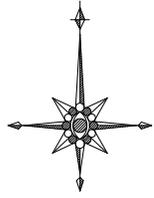


凡例

	家屋		水道マンホール
	フェンス		下水マンホール
	石積		その他のマンホール
	簡知ブロック		電柱
	高・中木(常緑樹)		園内灯
	高・中木(落葉樹)		道路照明
	低木・地被		
	石		

公園名	八代ふれあい健康広場
図面名	
作成年月	令和3年3月
縮尺	1/250
図面番号	2/5
事業者名	富吹市役所

「リニアの見える丘・花鳥山展望台」 平面図



- 駐車場
- 普通車 15台
 - 小型車 3台
 - 身障車 1台

リニア実験線

植樹帯 (ツツジ)

芝桜

四阿【小】

山並み案内看板

四阿【大】
【リニア走行表示モニター設置】

遊歩道

メインツリー

公園案内看板

植樹帯 (ツツジ)

ベンチ

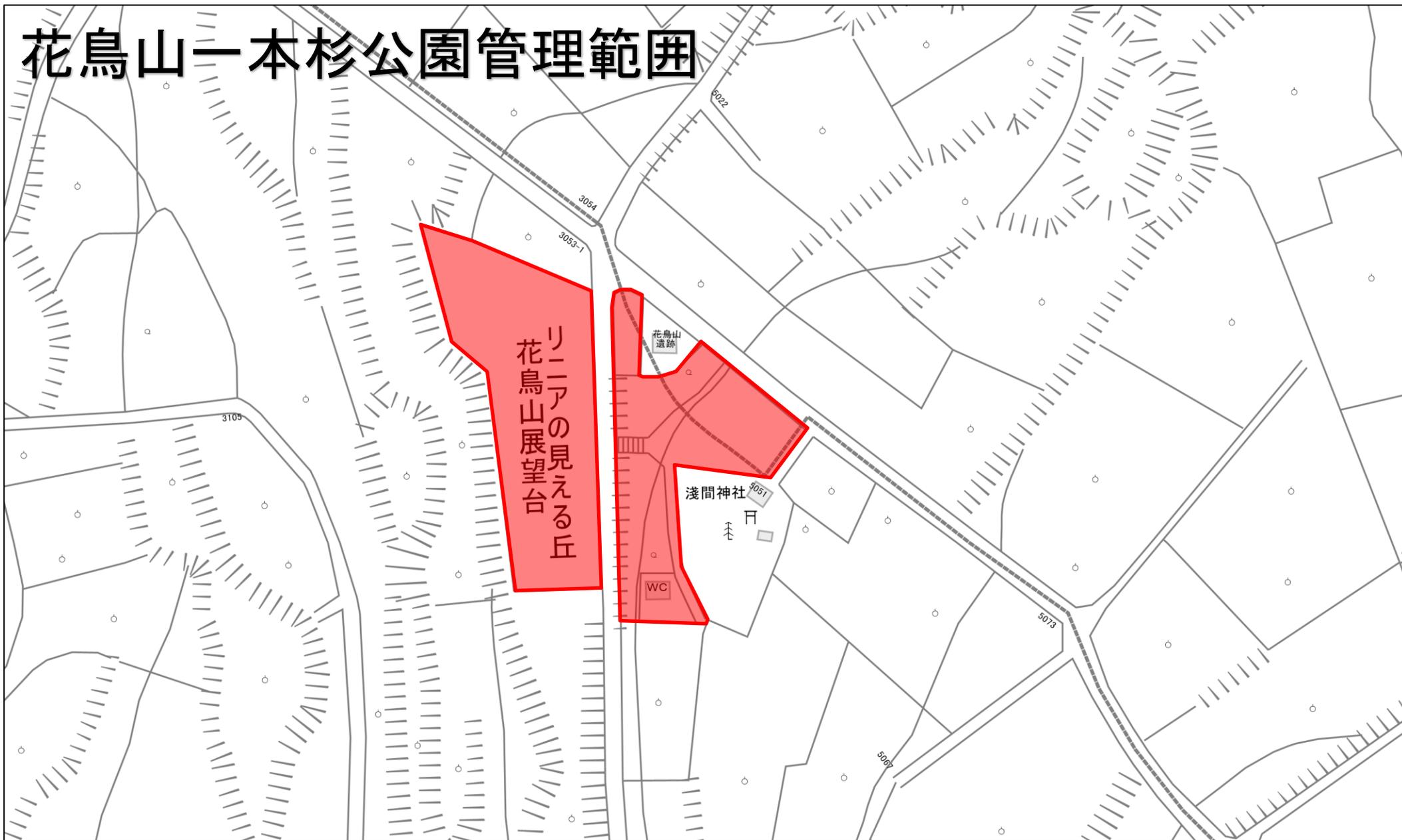
桜

多目的トイレ

リニア線

芝桜

花鳥山一本杉公園管理範囲



 で囲われている範囲を管理範囲とする。